

令和2年第6回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年9月3日(木)

議事日程(第2号)

令和2年9月3日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|-----|
| 12番 | 成井小太郎 | 議長 | 11番 | 高星勝幸 | 副議長 |
| 1番 | 森山一政 | 議員 | 2番 | 小室信隆 | 議員 |
| 3番 | 菊池勝美 | 議員 | 4番 | 諏訪一則 | 議員 |
| 5番 | 藤田謙二 | 議員 | 6番 | 深谷涉 | 議員 |
| 7番 | 平山晶邦 | 議員 | 8番 | 益子慎哉 | 議員 |
| 9番 | 菊池伸也 | 議員 | 10番 | 深谷秀峰 | 議員 |
| 13番 | 茅根猛 | 議員 | 14番 | 川又照雄 | 議員 |
| 15番 | 後藤守 | 議員 | 16番 | 黒沢義久 | 議員 |
| 17番 | 高木将 | 議員 | 18番 | 宇野隆子 | 議員 |

説明のため出席した者

| | | | |
|-------|--------|------|------------|
| 大久保太一 | 市長 | 宮田達夫 | 副市長 |
| 石川八千代 | 教育長 | 加瀬智明 | 政策推進室理事 |
| 綿引誠二 | 総務部長 | 岡部光洋 | 企画部長 |
| 鈴木淳 | 市民生活部長 | 柴田道彰 | 保健福祉部長 |
| 根本勝則 | 農政部長 | 小瀧孝男 | 商工観光部長 |
| 古内宏 | 建設部長 | 磯野初郎 | 会計管理者 |
| 畠山卓也 | 上下水道部長 | 宇野智明 | 消防長 |
| 武藤範幸 | 教育部長 | 榊一行 | 農業委員会事務局長 |
| 岡田和也 | 秘書課長 | 中野亘 | 総務部次長兼総務課長 |
| 江幡治 | 監査委員 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|---------|
| 笹川雅之 | 事務局長 | 富田弘明 | 次長兼議事係長 |
|------|------|------|---------|

午前10時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○成井小太郎議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番藤田謙二議員の発言を許します。5番藤田謙二議員。

〔5番 藤田謙二議員 登壇〕

○5番（藤田謙二議員） おはようございます。5番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目1，新型コロナウイルス感染症について。

（1）新型コロナウイルス感染拡大防止についてであります。

茨城県においても、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、県民の努力や県が病床確保に努めたことなどにより、第1波の収束につながるとともに、本市においても約3か月間にわたって休校が続いていた学校も6月1日から再開されるという明るい兆しの下、安堵感を覚えたこともつかの間、7月に入り、全国的に感染症が増加傾向に転じ、県内でも8月には緊急事態宣言時を上回る感染者数へと推移してしまいました。

感染症の専門医などで作る日本感染症学会も、今、日本は第2波真ただ中にいる。全国的にも東京でも新たな感染者数がピークを迎えているようにも見えるが、再び上昇することがないのか注意する必要があると、現在、国内が流行の第2波を迎えているという見解を示しました。

そのような中、感染拡大を防止する上で重要になってくるのが、PCR検査の実施であると思います。感染経路の追跡調査を行うとともに、陽性者との濃厚接触者を減らすことこそ感染を最小限に抑えることにつながるものと感じています。

また、インフルエンザと同時に冬季に感染が拡大する可能性が高いとの予測もある中、医療介護専門職や介護施設入居者などに定期的にPCR検査を実施するなど、福祉施設従事者などを中心としたPCR検査活用の拡大等も必要になってくるものと思いますが、①として、PCR検査の現況及び今後の対策についてお伺いいたします。

次に、茨城県が新型コロナウイルス対策として6月末に運用を開始した独自システムであるい

ばらきアマビエちゃんについてであります。

このシステムは、店舗やイベント会場に掲示したQRコードを携帯端末で読み取ってメールアドレスを任意で登録することで、後日、感染者が出た場合、同日に同施設を利用した人にメールで注意喚起が行われるもので、メールでは、感染者との接触の可能性を知らせるとともに、帰国者・接触相談センターなどへの相談を呼びかけるものです。

私の事業所でも6月末に登録を済ませ、QRコードを取得し、店頭に掲げてありますが、市民を含めた利用者への認知度合いは低く、利活用に至っていないのが現状であります。

そのような中、このほど大井川知事が、実際に利用を徹底するためには事業者登録と県民の利用登録を義務化するべく、登録事業者への支援策や利用登録者へのプレゼントキャンペーンなど、インセンティブも充実させた上で、条例による強化が必要との見解を示し、システムの利用促進に向け、9月の県議会定例会に条例（案）を提出するとの発表が行われました。8月中旬現在、対象となる施設の半数に当たるおよそ1万6,000件の事業者が導入している一方、利用者側の登録が進んでいないということでもあります。

そこで②として、本市におけるいばらきアマビエちゃんの登録状況及び利活用促進策について、お伺いいたします。

次に、（2）コロナと共存する社会構築に向けた感染者への配慮についてであります。

感染症予防対策の一環として、今年ゴールデンウィークに続いて、お盆の時期の帰省も多くの方が自粛されたことと思います。東京を中心に学業や仕事の関係上、県外で生活されている方々にとっては残念な事態であったと感じています。同様に、地方で暮らす家族にとっても寂しい出来事であり、お正月こそは家族そろって新たな年を向かえたいとの思いを抱いている家庭も少なくないと思います。

そのような状況の中、ふだんは東京で単身赴任の生活をしていて、現在はテレワークで自宅に戻ってきている知人から、都会と田舎でのコロナに感染してしまった方への周囲の反応や対応の違いについてのお話を伺いました。

都会では、連日、数百人規模の陽性者が発表されていても、実際にどこの誰だか分からない上、身近な方が感染してしまった場合でも、生憎だねといった同情に始まり、治って仕事復帰した際には良かったとの歓迎ムードに包まれているのに対し、田舎では、運悪く感染してしまい、ある意味、被害者であるにもかかわらず、誹謗中傷や風評被害をもたらすような対象となってしまう。感染症以上に、人間のうわさやそれに伴う行動が怖いですねといった内容でした。

確かに、高齢者の多い田舎ほど重症化リスクが高いと言われている状況下、警戒心も都会以上に強く、よい意味で言えば、世間体に気を配りながら個人個人が用心して生活しているように感じられますが、一方で感染者が出てしまうと、田舎のよさがあだとなり、要らぬうわさが一気に広まってしまう恐れを秘めているということも事実であると思います。現に、全国ではSNSを通じた心ない誹謗中傷が問題となっているケースもありますし、コロナの対応に当たっている医療従事者やその家族に対する偏見も問題視されています。

コロナの収束が見通せない中、この先も、第3波、第4波が来ると予測され、新しい生活様式

の中でコロナと共存する社会を構築していく上では、いつ、誰がかかってしまうか分からない、誰もがかかる可能性があるコロナについては、自分ごとに置き換えて感染者に対する配慮を市民ぐるみで意識を高め、必要以上の不安を抱かなくて済むような感染症の正しい知識や情報を行政始め、メディアが発信していく必要があるものと強く感じています。

茨城県においても、10月の施行を目指す条例（案）の中に感染者などへの差別やそれに基づく不当な扱いの禁止を盛り込み、正しい知識の普及を目指すとの方針が示されていますが、ぜひ、本市においても人権侵害に当たるようなことのないよう、市民に向けた意識の啓発及び正しい情報を提供いただきたいと切に望みますが、①として、誹謗中傷及び風評被害の抑制に向けた啓発の必要性について、ご所見をお伺いいたします。

次に、大項目2、産業の振興について。

(1) キャッシュレス化の推進についてであります。

昨年10月から今年の6月まで9か月間にわたって行われた国の事業であるキャッシュレスポイント還元事業。クレジットカードや電子マネーなどで買物をすると最大5%分のポイントが還元されるというもので、消費税増税による個人消費の減少を防ぐとともに、キャッシュレス決済の普及拡大を狙った事業でありました。

経済産業省によると、登録店舗は約115万店と当初の想定を上回り、一定の効果があつたとの見解を発表し、ポイント還元事業補助金事務局の一般社団法人キャッシュレス推進協議会の調査においても、消費者サイドは還元事業をきっかけに5割前後がキャッシュレスを始めるとともに、利用頻度が増え、ポイント還元される店舗で購入するようになり、還元事業の終了後も8割がキャッシュレスを利用したいと回答しているとのことで、一方、店舗サイドも還元事業によりキャッシュレスの導入率が40%近くまで増えるとともに、その8割が還元事業をきっかけにキャッシュレスを始めたり、支払い手段を増やしたりしたことにより、約40%が売上げや顧客獲得に効果があつたと回答しており、参加店舗の9割がキャッシュレス支払い手段の提供を続けていくと言っているようであります。

そのような中、①として、キャッシュレス消費者還元事業による市内のキャッシュレス決済の普及に向けた取組についてお伺いいたします。

また、今年3月の予算特別委員会の中でも質問させていただいた、今年度の新規事業であるキャッシュレス推進事業ですが、当初、国のマイナポイント事業に合わせたキャッシュレス決済導入に向けたプレミアムカードリーダーの助成費とのことでありましたが、6月の同僚議員の質問では、本市独自の自治体ポイントまたはマイナポイントを発行するキャッシュレス推進事業を9月から実施するとのことでありました。国のマイナポイント事業については、マイナンバーカードを取得後、スマートフォンなどでマイナポイントの予約とともにマイキーIDを発行してもらい、7月からクレジットカードやICカード、QRコード決済などから自分の希望するキャッシュレス決済方法を選択するといったマイナポイントの申込みがスタートしており、今月から来年の3月までの期間に、選んだキャッシュレス決済サービスで2万円のチャージ、または買物することで1人当たり25%に相当する5,000円が上限として付与されるものです。

そのような中、②として、マイナポイント事業に合わせた市独自のキャッシュレス推進事業について、いつから、どのような形で実施予定なのかお伺いいたします。

次に、大項目3、第2期総合戦略について。

(1) 関係人口の創出・拡大についてであります。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と深い関わりを持つ人々を指す言葉で、交流以上定住未満といった観光客と移住者の中間的概念として、2017年頃から使われ始めているものです。

昨年6月の同僚議員の質問に対しても、本市においては、これまでは関係人口という考え方を特に意識し施策を展開してきたわけではなく、結果として、お試し居住の提供や農家民泊などによる教育旅行、常陸秋そばオーナー制度、姉妹都市交流や中野区とのなかの里・まち連携事業による市民交流、ふるさと納税や市民団体による常陸太田地酒プロジェクトなど、多種多様な施策の展開が、関係人口の創出・拡大に資するものであると認識しているとのことでありました。

まさしく、自分も同様に感じたところではありますが、人口減少が避けられない日本及び地域社会にとって、ある意味、人口のシェアとも言えるこの動きや考え方は、地方創生の文脈において欠かすことのできない1つのキーワードとなっています。

一方で、世間一般には真新しい言葉で、関係人口そのものへの理解もまだまだ十分でないと感じています。

そのような中、アフターコロナ時代に地方への関心が高まることはもちろん、コロナショックによりテレワークが加速し、働き方改革が本質的に進み始めることで、地方にとっては、関係人口を増やすべくパイが増える可能性が高まってきているわけであります。

また、地方創生施策として、今年度から5か年で実施する第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針に関係人口創出が取り込まれたことを受け、本市でも7月に発行された第2期常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、本市に継続的に関与する関係人口の創出・拡大を企業、各種団体、地域等と連携して取り組む旨が新たに掲げられています。

そこで、①として、関係人口の創出・拡大に向けた推進策について、どのような検討が行われているのか、お伺いいたします。

以上、3項目6点についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策に係るご質問のうち、初めに、PCR検査の現状についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が県内で発生した3月以降の県内における検査体制につきましては、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、本人または家族、医療機関の医師から、各保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターに連絡し、症状や接触の状況などの聞き取りの内容に応じて、PCR検査を指定医療機関の帰国者・接触者外来で受ける仕組みにより、検査が実施されております。

こうした検査体制の中、5月末時点で1日当たり300件程度の検査許容量でございましたが、それ以降、医師会で設置されている地域外来・検査センターや民間の検査協力医療機関による保険所を通さず直接検査を受ける仕組みも増えてきておりまして、県においては、9月までに地域外来・検査センターを15か所に設置し、1日最大1,100件の検査体制に拡充することを目指しております。

当市の管轄保健所であるひたちなか保健所管内のPCR検査体制につきましては、保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターを通じて、指定医療機関で実施される検査のほか、6月下旬に那珂医師会による地域外来・検査センターが設置され、これに伴い那珂医師会と常陸太田市医師会の連携の下、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が市内の医療機関に受診し、医師がPCR検査を必要と判断した場合は、この地域外来・検査センターで検査を受けられる体制が整っております。

加えて、場所は非公表とされておりますが、ひたちなか保健所の事業として、ドライブスルー方式でのPCR検査が8月末から開始しておりまして、さらには、管内の検査協力医療機関につきましても、8月末現在、17医療機関あり、増加している状況でございます。

また、PCR検査を受ける対象者についてでございますが、県においては、議員ご発言の医療介護専門職や介護施設入居者などに対して、定期的にPCR検査を受ける体制整備には至っておりません。

しかしながら、県では、クラスター発生及び拡大を防止するため、濃厚接触者であるかどうかにかかわらず、あるいは有症状、無症状であるにかかわらず、必要と認められる幅広い範囲を柔軟かつ迅速に検査を行うことのできる仕組みに拡大してきているところでございます。引き続き、国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて、市民の感染防止、不安の解消のために、さらに身近な場所でPCR検査のできる体制が整えられるよう、保健所や医師会、医療機関等と連携及び協力に努めてまいります。

次に、誹謗中傷及び風評被害の抑制に向けた啓発の必要性についてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者やその家族に対する誹謗中傷、対応に当たっている医療従事者やその家族など関係者に対する差別や偏見、それに伴う様々な風評被害が全国的な問題となっており、中でもインターネット上での匿名性を盾にした誹謗中傷の書き込みには憂慮すべきものがあります。それらの差別や偏見の行動の背景には、新型コロナウイルス感染症に対する人間の過剰な防衛本能、不安や恐れが存在していることが要因であると言われておりますが、何の罪もない感染者や市民の命や生活を守るため医療や福祉に従事している方々やその家族が、社会から不当な差別、偏見、誹謗中傷を受けることはあってはならないことであります。

このため、市はもとより、国、県、各種関係団体等におきましても、人権への配慮に関することや人権相談窓口等についてホームページ等に掲載し、啓発を図っているところであります。

なお、本市の学校において、いじめは絶対に許さないという教育指導を日頃から行っておりますが、文部科学省により、新型コロナウイルス感染症へのいじめや学校への誹謗中傷が起きていることから、誰もが感染する可能性があるとした上で、感染者を責めないよう児童生徒、保護者、学校関係者らに向けた大臣メッセージが発表されました。この発表を受け、学校等において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等への差別や偏見、いじめは絶対に許さないとの指導を行うとともに、児童生徒を通し、保護者へも周知徹底を図ったところです。

市といたしましては、新しい生活様式の中で新型コロナウイルスと共存する社会を構築していくためには、偏見や差別のない環境をつくり、市民一人ひとりが新型コロナウイルス感染症に関して、不安を抱くことなく正しく理解し、正しく行動することが大切であると考えておりますので、引き続き、広報ひたちおたホームページ、防災行政無線等により、確かな情報発信を行うなど啓発に努めるとともに、関係機関との連携により人権相談等を実施し、誹謗中傷や差別を受けた方に対して、必要な情報の提供、助言等の支援を行ってまいります。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 商工観光部関連のご質問にお答えいたします。

初めに、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についての（1）新型コロナウイルス感染拡大防止についての中の②、いばらきアマビエちゃんの登録状況及び利活用促進についてのご質問にお答えいたします。

まず、いばらきアマビエちゃんの事業所等の登録状況についてですが、8月31日現在、県内で2万2,110件が登録されており、そのうち常陸太田市内の登録件数は399件となっております。

内訳といたしましては、飲食店が最も多く、国の経済センサスにおける市内飲食店数150店舗に対し、現在52件が登録されております。

また、市内の公共施設等85件につきましても、全て登録を済ませております。

議員ご発言にございましたように、いばらきアマビエちゃんは、まず、事業者やイベント主催者が自ら県に登録し、県から送られた利用者登録用QRコードを店舗等に掲示し、その店舗等を利用する方がQRコードを読み込んで初めて有効に運用されるシステムとなっております。

事業者側には、いばらきアマビエちゃんに登録したことで利用者に新型コロナウイルス感染症対策を実施している事業者としてアピールができ、安心して利用いただけるというメリットがある一方で、高齢の事業所などはシステムへの対応ができないという課題もございます。

また、登録された店舗施設等を利用する方にとりましては、利用された店舗等で新型コロナウイルス感染者が発生した際に、接触の可能性をメールで注意喚起されるメリットがある一方で、施設を訪れるごとにQRコードを携帯電話等で読み取る手間や読み取りに失敗したりすると2度目の読み取りを諦めてしまうなど、利用に関しましても課題が多いところでございます。

本市といたしましては、いばらきアマビエちゃんの普及啓発といたしまして、これまで市の広報紙、ホームページ、商工会報、観光物産協会会員へのファクス等により、事業者や市民への周

知を図るとともに、事業者登録がインターネットを通して行われますことから、商工会や観光物産協会と連携を図り、高齢等により登録手続が困難な事業者に対する登録サポートを行っております。

なお、茨城県では、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業者へのいばらきアマビエちゃんの登録義務化を盛り込んだ条例制定とともに、登録事業者数を増やすため、いばらきアマビエちゃん登録事業者が感染防止策を行った場合の補助や利用登録者へのプレゼントキャンペーンなどが今後予定されております。

市といたしましては、これまでも利活用が図られるよう普及啓発に努めてまいりましたが、県条例制定後には遵守されるよう周知しながら、引き続き、市内での感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項の2、産業の振興についての（1）キャッシュレス化の推進について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、①、キャッシュレス・消費者還元事業による市内のキャッシュレス決済の普及に向けた取組についてでございますが、議員ご発言のとおり、昨年10月の消費税率引上げに伴い、国が実施いたしましたキャッシュレスポイント還元事業により、市内の事業者においても従来のクレジットカードによる決済に加え、スマートフォンのアプリを活用したQRコード決済や、市内の大型スーパーにおいてもプリペイドカードによる決済が導入されるなど、キャッシュレス決済が普及してきている状況でございます。

市といたしましても、昨年6月に普及促進を図るため、商工会及び市内金融機関と連携を図りまして、キャッシュレス推進セミナーを開催したほか、商工会や観光物産協会等の関係団体を通じた情報発信等により、普及啓発を図っているところでございます。

また、利用者の普及につきましては、店舗が複数の決済手段を用意し、利用者の利便性向上に努めていることなどから、徐々にキャッシュレス決済が普及してきている状況にあると捉えております。

次に、②、マイナポイント事業に合わせた市独自のキャッシュレス推進事業についてのご質問でございますが、国のマイナポイント事業が、本年9月1日からマイナンバーカード取得者にマイナンバーカードとひもづけたキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを最大5,000円分付与することにより、マイナンバーカードの普及とあわせてキャッシュレス決済の普及を促進する事業として実施されております。

本市におきましては、マイナンバーカードの普及に向けて、昨年度より活用方法の検討を行ってまいりました。特にキャッシュレスにつきましては、先進的にマイナンバーカードを使った自治体ポイントを運用している自治体への視察なども行い、その運用方法などについても検討してきており、カードリーダーの設置にかかる費用や店舗開拓の必要性、他市における運用実績などを勘案し、費用対効果の面からも今回、実施予定としておりますマイナポイント事業に合わせたポイント付与事業がより市民サービスの利便性向上に資する事業であると判断したところでございます。

今回の国のマイナポイント事業に合わせた独自のポイント付与事業は、マイナンバーカードの普及促進を図り、さらにはキャッシュレス決済を普及させることを目的としたものであり、事業の概要といたしましては、本市が提携するキャッシュレス決済事業者のPayPayを利用し、チェーン店や大型店を除く市内の店舗で買物をした方に対し、2万円以上の買物で決済金額の20%、最大4,000円分のポイントを還元するキャッシュレス推進事業を本年11月1日から来年1月31日までを予定しております。

提携する決済事業者のPayPay株式会社は、市内で約150店舗加盟しており、商工会による調べでは、他の決済事業者に比べ、市内中小店舗での普及率が最も高い決済事業者であり、また、総務省に本市と決済事業者とのマッチングを依頼したところ、本年7月にPayPay事業者とのマッチングをしていただき、同社と提携することに至った次第でございます。

今後、同社におきましては、さらなる店舗開拓や店舗向けの勉強会等の開催を予定してまいります。キャッシュレスの推進につきましては、消費者がコロナ禍の中で現金を触らずに決済ができること、また、事業者が、スピーディーな決済、売上げ管理の簡略化、新たな顧客開拓ができるといったメリットがございますことから、さらなるマイナンバーカードの普及促進、キャッシュレスの推進における市内での消費喚起に取り組んでまいります。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 関係人口の創出・拡大に向けた推進策についてのご質問にお答えいたします。

これまで本市では、議員のご発言にもございましたように、関係人口という考え方を特に意識せず、本市への新しい人の流れをつくるのを目標に少子化・人口減少対策、交流人口拡大、地域の活性化などを図るための各種施策事業を展開してきておりまして、結果的に関係人口の創出・拡大という施策につながってきたところでございます。

関係人口の創出・拡大につきましては、7月に策定をいたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に、本市とのつながりを築き、本市への新しい人の流れをつくろうに明記いたしまして、移住定住人口の増加や地域活性化を図るために、交流人口に加え、改めて施策推進の重点事業への位置づけとしたところでございます。

これまで推進を図ってまいりました各種事業におきましては、関係人口の創出・拡大を意識しつつ、さらなる充実を図ってまいりますとともに、少子化・人口減少対策、交流人口拡大、地域の活性化などのため、本市への新しい人の流れをつくるという大きな面で捉えた中で、新たな施策等につきましても推進を図ってまいりたいと考えてございます。

現在、国におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました新たな生活様式の確立を促進するため、各自治体における事業等立案に係ります専門家からの支援ツールとしての地域未来構想20オープンラボにおきまして、20の分野のうち、キャッシュレス、行政IT化、防災IT化、脱炭素社会への移行、教育、地域交通体系、文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス、リビングシフト、強い農林水産、新たな旅行の計10分野へ登録し、実施

事業の検討を進めることとしてございます。

これらの分野におきまして、関係人口関連といたしまして、都市と地域の両方のよさを生かして働く、楽しむスタイルであるリビングシフトが分野として挙げられてございますので、これらの中におきまして、ワーケーション、ワークとバケーションを組み合わせた造語でございますが、休暇を兼ね、仕事も両立させる環境づくりとして、このワーケーションの導入につきまして、この支援機能を活用しながら検討を進めまして、関係人口の創出拡大につなげてまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 藤田謙二議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） では、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1），①のPCR検査の現況については、大分初期の段階から比べると、検査を受けられる体制整備が整ってきているようでおおむね理解いたしました。そこで2点、再質問させていただきます。

まず、県では、地域外来検査センターを9月までに15か所に設置できるよう、医師会と調整中で、1日最大1,100件の検査体制に拡充することとなっているということですが、現時点では何か所に設置が済んでいるのでしょうか。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 地域外来検査センターの設置状況でございますが、県疾病対策課に確認しましたところ、8月末現在、9か所に設置されております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ということは、さらに6か所の設置が、今後も計画されているということで、可能であればぜひ、本市においても設置されることを願うところであります。

また、8月は熱中症による患者とコロナの症状が似ているため、病院の受入れに際し、見極めが大変であったとの問題が指摘され、短時間で検査の可能な抗原検査の拡大を求める声も上がっていましたが、このひたちなか保健所管内におけるPCR検査よりも簡便と言われる抗原検査については、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ひたちなか保健所管内における抗原検査ができる医療機関ですが、管内にある指定医療機関、並びにその他の医療機関では2か所ございます。抗原検査につきましては、短時間で結果が分かることもあり、感染しているかどうかの目安になりますが、精度に課題がありますことから慎重に取り扱われている状況でございます。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） この先、冬に向けてインフルエンザとの同時流行も危惧されておりますので、市内の医療機関とも連携の上、十分なる備えをお願いしたいと思います。

次、②のいばらきアマビエちゃんの登録状況及び利活用促進策についてであります。8月末時点で県内の登録数が2万2,110件と、市内においては399件ということで、県内44市町

村の平均を単純に割り出すと約503件ということで、決して多いほうではないようにも感じられますが、高齢者等により登録手続きが困難な事業者に対し、登録サポートを行っているということでもありますけれども、具体的にどのようなサポートを行っているのでしょうか。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 2回目のご質問にお答えいたします。

いばらきアマビエちゃんの登録にはメールアドレスが必須で、インターネットでの申込みが必要となります。このような手続きに抵抗感を感じている高齢等の事業者に対しまして、本市では、個別登録までできるよう事業者本人とスマートフォン等で確認を取りながら、最後の登録ができるまでサポートをしており、また、必要に応じてQRコードの入った宣誓書を印刷して事業者到手渡すなどのサポートをしております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番(藤田謙二議員) 常陸大宮市などは、全庁を挙げて各部から数人ずつの推進員を選任し、市内の飲食店やホテルなど300店舗に対し、職員が直接出向いて登録の呼びかけを行うといった取組を実施していたり、つくばみらい市では、県に先駆けて登録した事業所に一律10万円の助成や登録店舗で使える1,500円分のクーポン券を市内2万1,000世帯に配布するなどして、感染防止と地域の活性化を図っているようであります。

茨城県も補正予算を組んで、1事業者当たり感染防止策に要する費用として定額3万円、複数店舗所有の場合は6万円を助成し、登録店舗での利用登録者には、農産物や酒などの県産品を抽選でプレゼントするキャンペーンを実施するなどの計画も発表されておりますが、本市では、県の事業への上乗せなど独自のインセンティブなどは検討されているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本市独自のインセンティブにつきましては、県のキャンペーン等の動向を注視しながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番(藤田謙二議員) 引き続き、さらなる普及啓発をお願いいたします。

次に(2)、①の誹謗中傷及び風評被害の抑制に向けた啓発の必要性についてであります。1回目の答弁にもあったように、先般、萩生田文部科学大臣が、新型コロナウイルス感染者に対する差別を防ぐため、子どもや教職員、保護者に差別へ同調しないよう呼びかけるメッセージを都道府県教育委員会などに向けて発信されたとの報道が行われましたが、私はこの問題というのは、教育界のみならず社会全体の問題であると思っています。

そのような中、8月25日付で市のホームページにアップされた日本赤十字社の負のスパイラルを断ち切るために新型コロナウイルスの3つの顔を知ろうという内容が、とても分かりやすく表現されており、偏見や差別のない環境をつくる上で有効な情報であると感じました。ぜひ、このような啓発に向けた情報をもっと目に触れやすいよう広報紙に掲載するなど、工夫を凝らした情報提供に心がけていっていただきたいと望んでいます。

あわせて、コロナ時代も初期の頃と比べ研究が進み、例えば、飛沫感染や接触感染の危険性は高くても、空気感染の可能性はほとんどないことなど、正しい情報を正しく伝えることで過度な不安や恐れを弱めていくことにつながるものと考えています。この不安や恐れこそが、人間の生き延びようとする本能を刺激して、ウイルス感染に関わる人や対象を日常から遠ざけたり差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊してしまう要因であるとも言われています。ぜひ、さらなる効果的な広報啓発に努めていただきたいと思います。

大項目2，（1），①のキャッシュレス消費者還元事業による市内のキャッシュレス決済の普及に向けた取組については、理解いたしました。実際に、私どもの店舗でもこの間キャッシュレス決済を導入したところ、利用者が増加傾向にあるといった状況でございます。そこで、このキャッシュレス決済を推進していく上で、市内の普及状況については数字として捉えられているのか、伺います。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市全体へのキャッシュレス決済の普及状況につきましては把握できておりませんが、今回のキャッシュレス推進事業の提携事業者でありますP a y P a y株式会社によりますと、昨年6月の時点でP a y P a yを導入している店舗が、コンビニ、チェーン店を含め90店舗だったのに対し、本年6月には220店舗が導入と大きく増加していることから、市内でもキャッシュレス決済が普及していると考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 今後、P D C Aの観点からも、伸び率も含めてしっかり捉えていく必要があると思いますので、P a y P a y以外の調査も、ぜひ進めて検証していただきたいと思います。

②のマイナポイント事業に合わせた市独自のキャッシュレス推進事業については、マイナポイントの決済事業者をQRコード、バーコードで支払うスマホ決済サービスのP a y P a yを選択された方を対象に、11月から3か月間のうち2万円以上の買物をする事で20%に相当する4,000円分を上限にポイント還元するというのですが、予算的にはどれくらいの利用を想定されているのか、伺います。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度の事業予算を1,000万円としておりますが、800万円がポイント付与分、残りの200万円をキャッシュレス推進に向けた講習会開催費、事務費等に予定しております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 今回の事業は、キャッシュレス決済の推進はもとより、マイナンバーカードの普及促進が大前提となっているわけですが、現状でP a y P a yを利用されている市民は、若い世代を中心に増加傾向にあるものの、7月から始まっているマイナポイントの決済事業に選択されている方となると、かなり限定的のような感じがしてなりません。1回目の質問時に

も参考として挙げたポイント還元事業補助金事務局の一般社団法人キャッシュレス推進協議会の調査でも、6割以上が、週1回以上キャッシュレスを利用しているようでありまして、特にQRコード、バーコード決済の増加が著しい中で、月1回以上利用するキャッシュレス決済としては、クレジットカードを利用する方が、50代、60代を中心に71%。交通系以外の電子マネーが50代を中心に33%。QRバーコード決済が20代、30代を中心に32%。交通電子マネーが10代、20代を中心に、電車やバスの利用が22%で買物の利用が13%。デビットカードが20代を中心に7%との調査結果もあるようですので、今回予定している期間中に利用状況を鑑みながら、決済事業に選択されていない方でもPay Payを利用されている方であれば、市内の対象店舗でポイント還元されるというような拡大措置を、ぜひ検討していただきたいと思います。

そのほうが市内加盟店の増加にもプラスに作用すると感じますし、インバウンドや東京オリンピックに向けて期待されていた効果が半減してしまった中、コロナ禍における新しい生活様式の1つとしてのキャッシュレスの推進へも弾みとなるものと感じています。

また、市内加盟店での利用がもちろん条件であるわけですが、利用者については、プレミアム商品券などとは違って、市内外在住を問わないということで理解してよろしいのか、確認も含めてお伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のキャッシュレス推進事業につきましては、チェーン店を除く市内の中小店舗で使用した場合、ポイント還元としております。市外から来られ、市内の店舗をご利用いただいた場合にもポイントが付与されますので、市内の商業振興に寄与できるものと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 外部からの獲得といった観点ということで理解いたしました。

今回のマイナポイント事業に合わせた市独自のポイント付加事業については、昨日の夕方のフジテレビのニュースでも取り上げられるなど、注目や期待が高まっていると思いますので、ぜひ、良い成果へとつながるような取組に期待しております。

次に、大項目3、(1)、①の関係人口の創出・拡大に向けた推進策については、今後、ワーケーションの導入に向け検討を進めていきたいということで、このワーケーションというのは、密接や密集を避けて、自然豊かな旅先で働きながら休暇を取る過ごし方のことで、在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別されるもので、働き方改革と新型コロナウイルス感染症の流行に伴う新しい日常の奨励の一環として、落ち込んだ地域経済の回復にもつながるものと認識しております。ぜひ、国のアドバイス機能を活用した環境整備に期待しています。全国では、関係人口の専門部署を設置し、対応している自治体も出てきていますし、平成30年度からスタートした関係人口創出・拡大事業では、3年間で99の自治体がモデル事業として採択され、県内では、つくば市と結城市が採択の上、事業を展開しています。

また、今年1月に会派の視察で訪問した宮崎県小林市では、市民と地元出身者のアイデアとパ

ワーで地域の魅力を発信しようと、てなんど小林プロジェクトを立ち上げ、関係人口と参画人口を増やすことをテーマの1つに設定し、内輪をターゲットにしたインナープロモーション、インナーブランディングという独自のスタイルで、方言というコンプレックスにもなっていた地域性を活性化の起爆剤としてSNSやウェブなど、できるだけ費用のかからない手法で、何と約10億円に匹敵するPR効果を成し遂げ、その取組は広告関連の数々の受賞を手にするなど、全国に向けたPRが課題となる中で、認知拡大に貢献するとともに、関係人口の拡大へ大きな成果をもたらしていました。

既に、東京では、5月に続き7月も人口移動報告で転出超過となるなどの動きがあらわれてきており、まさに地方にとっては、移住、定住促進に向け、チャンスとつながるべく一斉にスタートラインに立っている状況にあると思います。そのような中で、いかにスピーディーかつ独自性のある魅力的なパッケージを打ち出すことができるかがポイントになってくると思いますので、都市部で働きながら、ふるさとなどの地方で活躍する、ふるさと副業なども検討の上、少子化・人口減少対策課のみならず、商工振興・企業誘致課や市民協働推進課など、関連する部署の横断的な知恵を結集し先手を打てるよう展開して行ってほしいと望みます。

以上で私の一般質問を終わります。

○成井小太郎議長 次、深谷秀峰議員の発言を許します。10番深谷秀峰議員。

〔10番 深谷秀峰議員 登壇〕

○10番（深谷秀峰議員） おはようございます。10番深谷秀峰です。通告に従い質問いたします。

ちょうど半年前の3月定例議会一般質問で、私は、新型コロナウイルス感染症対策を取り上げました。中国武漢市で初めて感染者が確認されてから3か月時点で、世界約60か国で感染者数は9万人、死者数は3,000人を超えたところでした。日本では、28都道府県で感染が確認され、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号と中国からチャーター機で帰国した感染者を合わせて1,034人の感染者で、死者数は12名でした。

ところが現在、世界の200以上の国と地域において、感染者は2,570万人を超え、死者数は85万人を上回りました。我が国においても全都道府県で感染者が確認され、その数は昨日までで7万368人、死者数は1,300人を超えています。本県でも感染者は555人、亡くなった方は14人となってしまいました。

世界中で感染拡大が続いている、この新型コロナウイルス感染症は、社会経済活動にも大きな影響を及ぼし、私たちの今までの生活様式さえも変えてしまったと言えます。国内での感染拡大が続く中、4月16日、政府は「特別措置法」に基づく緊急事態宣言を、それまでの7都道府県から全都道府県に拡大し、不要不急の外出やイベント開催の制限、帰省や旅行など都道府県をまたいでの移動を自粛するよう要請いたしました。5月25日の解除後も、一旦は感染者数の減少が見られたものの、東京都など都市部では各所でクラスターが発生して、緊急事態宣言以前より感染拡大が続いている状況にあると言えます。

このような状況の中で、大きな影響を受けているのは各地の観光施設であり、政府では7月2

2日から始まったG o T oトラベルキャンペーンなど、落ち込んだ観光需要の喚起を促してきましたが、コロナ禍の中では、以前のような観光地のにぎわいを取り戻すのは容易なことではありません。本市においても例外ではなく、現況はどうか、どのような対策を講じているのか、観光事業の振興の面で、コロナ禍の観光振興の考え方をお聞きいたします。

まず初めに、温浴施設の現況と対策であります。

本市では、金砂の湯、竜っちゃん乃湯、ぬく森の湯など、これまで多くの利用者が訪れていた温浴施設がありますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大によって、いずれも大きな打撃を受けています。温浴施設は、ともすれば密閉・密集・密接の3密の状態になりやすく、徹底した感染防止対策が必要となってきます。

そこで、これらの温浴施設の入り込み客数はどのようになっているのか。感染症防止対策はどのように取り組んでいるのか。また、収益が減っている中で施設の運営や雇用の維持などの課題にはどのように対処しているのか、お伺いいたします。

次に、道の駅ひたちおおたの現況と対策についてであります。

地場産業の振興や交流人口の拡大を目指し、県内13番目の道の駅として2016年7月にオープンした本施設は、今年の2月27日に来場者数300万人を達成いたしました。これまで順調に県内外から多くの来場者が訪れていた道の駅ひたちおおたにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は計り知れず、いかにしてこの苦境を乗り越えていくかが今後の大きな課題となっています。

そこで、感染拡大が叫ばれていた時期、3月から7月の売上額と利用者数の推移はどのようになっているのか。また、運営上の課題として、入居しているテナントへの対応や集客策などの取組、雇用の維持など、どのように行っているのか、お伺いいたします。

そして、道の駅という施設の性格上、県内外から不特定多数の来場者が訪れるため、感染防止にはより慎重に取り組んでいると思いますが、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

3番目は、竜神峡エリア、里美牧場エリアの現況と今後の振興策であります。

新型コロナウイルス感染症拡大で、県をまたいでの移動やイベント等の開催が自粛されてきました。その中で今、脚光を浴びているのが、キャンプなどアウトドアレジャーと言われております。本市の重要な観光資源である竜神峡と里美牧場は、その周辺エリアに幾つものアウトドアレジャー施設があり、コロナ禍とはいえ、第2次キャンプブームの中、誘客を図っていくことは十分可能なのではないかと思います。

そこで、竜神峡エリア、里美牧場エリアの入り込み客の現状と今後の振興策についてお伺いいたします。

次に、J T跡地発掘調査事業についてお尋ねいたします。

初めに、発掘調査の概要についてであります。

昨年の発掘調査を踏まえ、今年度の追加調査に至った経緯について、まずお尋ねいたします。

昨年6月から9月にかけて行われたJ T跡地発掘調査は、埋蔵文化財包蔵地における外周道路改良工事に伴う調査でした。戦国大名佐竹氏の居城、太田城については、これまでも試掘など

は行われたとはいえ、大がかりな調査ははじめてのことでした。

発掘されたものとしては、太田城の中世時代の堀跡、縄文から平安時代にかけてと思われる土器や石器、竪穴式住居跡などでした。中でも3条の堀跡は、その規模からして当時の佐竹氏の勢力、威力を示すのに十分なもので、文教民生委員会で視察した折にも、より詳しい調査の必要性があるのではないかという意見がありました。

今年度当初予算で追加調査が決定され、現在、発掘調査が進んでおりますが、昨年度の調査結果を踏まえ、追加調査の必要性を決定するに至った経緯についてお尋ねいたします。

次に、今後のスケジュールについてお聞きいたします。

今回の追加調査については、4月から始まり、長梅雨や猛暑の中での大変な発掘作業だったと思いますが、これまでの作業の進捗状況と調査の終了はいつ頃になるのか。そして、その間に、どのような形で現地説明会を行う予定なのか、お伺いいたします。

最後に、今回の発掘調査の分析、検証についてお尋ねいたします。

今回の追加調査により、平安時代末期にこの太田の地に身を起こし、戦国時代にその名をはせた佐竹氏の居城、太田城の堀跡が800年ほどの時を超え、私たちの前に姿を現しました。城郭の裏門に続く搦手の位置に、あの幅、深さで、しかも幾条もの堀を造成した佐竹氏の勢力もさることながら、常に戦と隣り合わせの情勢であったことがうかがい知れます。この堀跡は、今後の佐竹氏研究はもとより、本市の大変重要な歴史遺産となり得るものと思われませんが、今後の分析、検証をどのように行っていくのか、お伺いいたします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 観光事業の振興についてのご質問において、商工観光部関係2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の温浴施設の現況と対策についてでございますが、市の温浴施設につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、本年3月14日から営業を休止しておりましたが、本年6月8日に茨城県が外出自粛要請を解除され、市においても、同日から各施設の営業を再開したところでございます。

市の観光に係る温浴施設、金砂の湯、竜っちゃん乃湯、ぬく森の湯の利用状況でございますが、営業再開後の6月8日から8月31日までの約3か月間の入り込み客数を申し上げますと、金砂の湯の入り込み客数は、前年の同時期比32.7%の5,421人となっております。同様に、竜っちゃん乃湯の入り込み客数は、前年同時期比49.8%の2,310人で、ぬく森の湯の入り込み客数は、前年同時期比50.0%の6,177人でございました。

次に、感染対策でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国、県、業界団体等が作成するガイドラインに沿って、従業員・利用者へのマスク着用及び入館時の検温チェックや利用者名簿の作成、受付での飛沫防止のためのビニールカーテンの設置や消毒液による手指の消毒、さらには脱衣場、浴室においてもソーシャルディスタンスが保たれるよう洗い場の利用者

数を制限するなどのほか、休憩室、レストランにおいて、テーブルやいすなどの座席数を減らし、社会的距離が保てるよう徹底して感染防止に取り組んでいるところです。

また、施設の運営や雇用の維持でございますが、3月からの営業自粛や営業再開後も入り込み客が元に戻らない状況から、国の持続化給付金や雇用調整助成金の支援を受けており、市としましても、市の方針により、本年3月に休業措置をした施設の指定管理者に対しまして、本議会で休業に係る減収相当分の補償について、ご提案させていただいているところでございます。施設の指定管理者につきましても、営業時間の短縮や休業日を1日増やして週休2日にするなど、経費削減を図りながら運営を図っております。

なお、ぬく森の湯につきましては、平成30年度に大規模施設改修工事を行っておりますが、金砂の湯につきましては、平成12年度の増改築から20年が経過し、竜っちゃん乃湯につきましても、平成13年度の増改築から19年が経過しており、施設や設備の老朽化も入り込み客数に影響を与えている1つの要因と捉えております。昨年より空調機器の更新を図るなど設備更新を進めているところでございますが、今後、状況を見ながら修繕を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、竜神峡エリア、里美牧場エリアの現況と今後の振興策についてでございますが、まず、竜神峡エリアの現況について申し上げますと、竜神大吊橋については、本年4月14日から5月17日まで、バンジージャンプについては、本年4月14日から5月18日まで、竜神ふるさと村、竜の里公園については、4月1日から6月7日までの間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用を休止しておりました。利用再開後の利用者数を申し上げますと、竜神大吊橋の5月18日から8月31日までの渡橋者数は3万6,846人で、昨年の同時期比83.6%となっております。

同様に、バンジージャンプの5月19日から8月31日までの体験者数は3,181人で、前年同時期比の74.0%となっております。

同様に、竜神ふるさと村の6月8日から8月31日までの入り込み客数は281人で、前年同時期比の38.9%でありましたが、竜の里公園は651人で、前年同時期比150.3%でございました。これは、近年のキャンプブームに加え、ソーシャルディスタンスを確保しやすいアウトドアが外出先に選ばれたものと考えております。

次に、里美牧場エリアの現況についてでございますが、プラトーさとみにおきましても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月17日から6月7日まで施設の利用を休止しております。施設利用再開後の利用者数を申し上げますと、6月8日から8月31日までの利用者数は377人で、前年同時期比51.4%となっております。キャビン利用者につきましては67人で、前年同時期比53.6%となっております。

次に、竜神峡、里美牧場エリアの今後の振興策についてでございますが、竜神峡エリアでは、奥久慈グリーンライン林道整備が、令和5年完成を目途に進められており、その進捗に応じて、竜神大吊橋と竜神ふるさと村を核とした回遊性の向上が図れる総合的な計画について、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、里美牧場エリアでは、近年のキャンプ需要が高まっている状況でありますことから、里美カントリー牧場内のローラー滑り台を撤去いたしまして、新たにテストプランとして、オートキャンプ場4区画の整備を進めており、来年4月からのオープンを目指しております。オープン後の利用客の動向を注視しながら、さらなる整備について、今後、検討してまいります。

○成井小太郎議長 農政部長。

〔根本勝則農政部長 登壇〕

○根本勝則農政部長 観光事業のコロナ禍における観光振興についての2点目の道の駅ひたちおおたの現況と対策についてのご質問にお答えいたします。

道の駅ひたちおおたの現況と対策でございますが、売上額と利用者数の推移、運営上の課題、雇用の状況、新型コロナウイルス感染対策の4項目につきまして、お答えいたします。

初めに、売上額と利用者の推移についてでございますが、道の駅ひたちおおたでは、延べレジ通過者数を利用者数としております。

今年3月から7月までの5か月間の全体の売上額及び利用者数の推移でございますが、売上額は約2億800万円で前年同期の約70%、利用者数は約20万6,000人で前年同期の約67%となっております。また、月ごとの売上額及び利用者数でございますが、3月の売上額は約5,300万円、利用者数は約5万4,000人で、売上額、利用者数とも前年同月の約86%。4月の売上額は約2,800万円で前年同月の約45%、利用者数は約2万2,000人で、前年同月の約40%。5月の売上額につきましては、約3,000万円で前年同月の約44%、利用者数は約3万2,000人で前年同月の約42%。6月の売上額は約4,800万円で前年同月の約94%、利用者数は約4万8,000人で前年同月の約87%。7月の売上額につきましては、約4,900万円で前年同月の約94%、利用者数は約5万人で前年同月の約87%となっております。緊急事態宣言が解除されました6月以降につきましては、全体としては売上額、利用者数共に回復傾向となってきてございます。

このような中におきまして、レストランにつきましては、7月1か月間の売上額及び利用者数は共に30%台にとどまっており、他のテナントと比べましても回復が依然として低い状況となっております。

レストランについては、市内はもとより、首都圏ほか県内外からお越しくださるお客様をターゲットとしておりますが、この間のコロナ禍の中で一般的に外出が控えられていることや滞在時間が比較的長いこと、レストラン内での感染への不安からくる敬遠等も利用者の回復の度合いが低くなっていることの要因の1つと考えております。

次に、運営上の課題といたしまして、道の駅ひたちおおたに入居しているテナントへの対応でございますが、国による4月16日の緊急事態宣言の全国への拡大により、県においても、4月17日に飲食店及び料理店に対しまして、4月22日から5月6日までの期間について、休業要請がされましたことから、指定管理者による緊急テナント会議を開催し、営業終了時間を1時間短縮することや4月18日以降の土日及びゴールデンウィーク期間中となる4月29日から5月6日までの期間については、コンビニエンスストアを除きまして、県の要請に応じる形で休業と

するなど、指定管理者と連携を図りながら随時対応してまいりました。

また、集客策などの取組についてでございますが、これまで、道の駅ひたちおおた全体のイベントを毎月実施して集客を図ってまいりましたが、県のコロナ対策指針においては、現在のところ、外出自粛は実施されておられません、高齢者等への注意喚起が続いており、積極的なイベント等による集客が行えないなど、厳しい状況となっております。

このような状況により、今後の集客策が課題となっておりますことから、全体的な取組といたしまして、全てのテナントによる統一した季節感のあるフェア等を企画し、道の駅ひたちおおたのホームページや施設内外へのポスターの掲示、情報発信コーナーでのPRチラシの配布、さらには道の駅ひたちおおたへのテレビ、ラジオ、新聞等の取材を活用したPRなどによりまして、ひたちおおたの魅力を発信する集客策を行うとともに、レストランにつきましては、新型コロナウイルスが拡大し始めました3月から店内での感染防止を図るために、これまでのビュッフェ方式からプレート方式へ食事の提供スタイルを変更しておりましたが、レストラン本来の魅力でありますビュッフェ方式での食事の提供を再開することを視野に、現在行っている入店時の検温のほか、再開時におけるトングの1回ごとの交換や飛沫防止の亚克力版の設置などの対策を追加した上で、本市産の野菜、農産物等を活用した四季折々の魅力あるメニューの提供を行うことにより、集客の増を図ってまいりたいと考えております。

次に、雇用の維持でございますが、4月中旬から5月下旬にかけての休業時には、指定管理者が勤務シフトの調整を行うことにより、従業員の雇用を継続しており、休業に伴う賃金の手当については雇用調整助成金を、事業の継続については持続化給付金を活用し、雇用の維持に努めているところでございます。

また、各テナントにつきましては同様の手当のほか、家賃支援給付金により補填ができるよう指定管理者を通じて国の事業を活用し、社会保険労務士による相談会を4回開催しております。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策に関する取組についてでございますが、道の駅施設全体の感染防止対策といたしましては、県の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための飲食店等のガイドラインに従いまして、レストラン、フードコート内のテーブル、いすの配置を半数に減らして必要な間隔を確保するとともに、フードコートにつきましては、対面席への飛沫防止の衝立の設置や定期的な換気、アルコール等による消毒、清掃を利用者ごとに行っているほか、会計時のレジについては、ビニールカーテンを設置するなど対策を講じているところでございます。

今後におきましても、引き続き、県から示されております新しい生活様式の遵守、飲食店等のガイドライン、いばらきアマビエちゃんの登録を行うこと等を確認しまして、指定管理者との情報共有、連携を図りながら感染防止に進めてまいります。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 J T跡地発掘調査事業についての発掘調査の概要についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに、今年度の追加調査に至った経緯についてでございますが、昨年度は、J T跡地の外周に当たる道路拡幅工事に伴う発掘調査を実施してきたところでございます。その結果につきまして、市文化財保護審議会委員や中世史を専門とする方にご意見をお伺いしたところ、調査範囲が狭いためJ T跡地内の追加調査の必要性があるとの意見が多くありまして、市といたしましても、以前実施いたしました試掘調査の成果を踏まえまして、調査する必要があると判断し、追加調査を行うこととしたものでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、調査の工期は、令和2年4月28日から11月30日でございます。全体の調査面積約4,600平方メートルを3つの調査区に分割し、調査を行ってございます。

調査区1は、J T跡地東側の栄町広場側からJ T跡地中央部までの箇所と南側伊勢又米穀製粉株式会社側から同じく中央部までの箇所、合わせまして約1,500平方メートル。

調査区2は、J T跡地の西側の箇所で、南北に伸びる約2,200平方メートル。

調査区3は、J T跡地の北側の箇所で、東西に伸びる約900平方メートルで、このうち調査区1と2は、掘削作業がほぼ終了しており、今後、さらなる詳細な遺物、遺構の調査を行ってまいります。調査区3につきましては、現在、重機による掘削作業が行われており、掘削作業終了後に遺物、遺構調査を行うこととしてございます。

また、10月中旬には市内小中学生を対象にした現地説明会を開催するとともに、10月下旬の土・日曜日には一般の方を対象とした現地説明会を1日を4回に分け、各回ともおおむね50分程度とし、事前の申込みにより開催する予定でございます。より多くの皆様にご覧いただけますよう広く周知してまいります。

全体といたしましては、11月上旬には遺物、遺構の調査が終了し、11月中旬から埋め戻し作業に入り、11月下旬には調査を完了する予定でございます。

次に、今回の発掘調査の分析、検証についてでございます。

発掘調査により出土した遺物や遺構につきましては、写真撮影や測量による記録保存を行いまして、次年度に「文化財保護法」に基づく調査報告書を作成する予定でございますが、今年度中には調査の概要をまとめ、市文化財保護審議会委員や専門家の方々にご意見を伺うなど、可能な限りの分析、検証を行ってまいりたいと考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

〔10番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○10番（深谷秀峰議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、コロナ禍における観光事業の進行の中で、温浴施設の件なんです。温浴施設は、いずれも地域の雇用の場の確保ということでは、大変重要なものとなっております。このコロナ禍がいつまで続くのか、収束が見通せない現状では、やはり、市からの補填が必要になってくると思っております。これについての考え方をお聞きいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市の方針に基づき本年4月以降、休業措置をした施設の指定管理者に対しまして、各施設の運営状況を注視しながら、休業に係る減収相当分の補償について対応を検討してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） よろしくお願いたします。次に、道の駅ひたちおおたについてありますが、先ほどのご答弁で、それぞれの月の売上額、入場者数を詳しくご答弁されました。その中で、やはり一番落ち込んでいるのがレストランです。このレストランの落ち込みが、ほかのテナントに比べて非常に大きいというのは、今後どうにか改善策を考えていく必要があると思うんですけども、これについての考え方をお聞きいたします。

○成井小太郎議長 農政部長。

○根本勝則農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れさせていただいたところなんですが、現在のようなコロナ禍におきましては、積極的なイベント等による集客が行えない状況ではございますけれども、季節感を感じられる本市産の野菜、農産物等を活用しました魅力あるメニューの強化やレストラン本来の大きな魅力でありますビュッフェについても、飛沫防止の亚克力版の設置や県の飲食店等のコロナ感染対策のガイドラインに従いまして、共用物の定期的な消毒、トングにつきましては、使用のたびごとに交換するなど、感染防止を整えた上でビュッフェ方式等の再開をしてみたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 今回の新型コロナウイルスによって、全国各地の様々な形の飲食店が非常に苦境に陥っているというのは、様々な報道で私たちも知ることができます。

先ほどご答弁された道の駅の飲食部門のレストランとフードコートの売上額等を見ると、レストランが非常に落ち込んでいてフードコートはそれなりに健闘している数字が出てきていると思うんですが、この落ち込みの差をどのように分析しているのか、お聞きいたします。

○成井小太郎議長 農政部長。

○根本勝則農政部長 ただいまのレストランとフードコートの落ち込みの差に関します分析でございますが、県の飲食店のコロナ感染対策のガイドラインに従いまして、定数の半分程度に座席を減らしまして営業を行っておりますが、フードコートについては、フードコート内のほか、建物の外のイベント広場やデッキスペースで飲食される方が増えておりますこと。また、もともと利用者の回転が比較的早いフードコートと比較いたしまして、レストランについては、食事をゆっくり楽しんでいただくスタイルでありまして、食事の性質が異なることや、さらには、コロナ禍にあって感染者が増加傾向にあった県内外からのお客様も利用されるということで、滞在時間が比較的長いレストラン内での感染への不安からくる敬遠などによりまして、回復の差に生じてきているものと考えております。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） 難しいと思うんですけども、今、ご答弁されたように、フードコートとレストランのこの落ち込みの差というのは、もしかすると、裏を返せば改善策につながっていくかもしれないので、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、3番目の竜神峡エリア、里美牧場エリアについてであります。

これは、今回初めて、里美牧場エリアについては、オートキャンプ場ということが提案されましたけども、テストプランとして4区画で始まって、これが好評を得れば、さらに、この区画を拡大していくということで、非常に期待しております。

これは要望なんですけども、里美牧場については、県酪連が撤退し、今年度いっぱい小里牧場が開牧となります。観光地としてのいろいろな必要な部分が、1つ2つなくなっていく現状では、今回、オートキャンプ場を提案されたことは、非常に私は期待もしていますし、今後、十分頑張ってください、里美牧場が、これからも観光地として残っていけるようお願いしたいと要望いたします。

それでは、大きな2点目のJT跡地の発掘事業について、再質問させていただきます。

先ほども1回目で言いましたけども、文教民生委員会では、もう4回、現地を視察しています。行くたびに発掘される箇所が広がっていった新たな堀が出現しているのを見ると、これは非常にすばらしいことを教育委員会では取り組んだなど非常に評価をしているんですけども、今後のスケジュールの中で、1点お尋ねしたいと思います。

あれだけの規模の堀跡が発掘されて、あれをできるだけ多くの方に見てもらいたいという思いは教育委員会も同じだと思うんですけども、先ほどのご答弁では、11月末には埋め戻すということでありましたけども、もうちょっと埋め戻す期間を延ばしてもいいんじゃないかなと思うんですが、その点については、どのように考えていますか。

○成井小太郎議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 まず、発掘しております堀跡を多くの皆様方に見てもらうため、先ほども答弁させていただきましたが、小中学生や広く周知した上での一般の方を対象とした現地説明会を開催することで、まずは対応してまいります。さらに、より多くの皆様に見ていただく機会の確保のため、工期内におきまして、見学できる日時を追加することについても検討してまいります。

なお、埋め戻す時期でございますが、今後、専門家等のご意見をお伺いした中で方向づけをしてまいります。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） あと、今後の分析、検証の点なんですけども、先月も文教民生委員会で視察いたしました。ちょうど南側から北に向かって視察していったんですけども、そうすると正面に太田一高の校舎が見えるんです。高校時代、高校野球の応援で、歌ったというか歌わされた応援歌をそのとき思い出しました。佐竹源氏の白旗が、太田の館いずるとき、関八州に敵はなく。まさしく800年前から、あの堀を渡って、幾千万の強者が出陣していったんだろうなと思ひ描くんですけども、教育委員会で行う、こういう埋蔵文化財の発掘調査の終点というか、そ

これは報告書を作ることで終了だと思うんですけども、今回、非常に貴重な佐竹氏の居城の太田城の搦手とはいえ、あれだけの規模の堀があったということは、やはり後世に、報告書も必要だけでも、それ以外の形で残していく必要があるのではないかなと私は思います。

例えば、今の時代ですから、いろんな映像で堀跡を残していく。もうちょっと言えば、あそこまで素晴らしい堀があるならば、太田城は一体、鯨ヶ丘にどういうふうにとびえていたのか、そういうものも気になりますよね。そうすると、専門家の人にかなり協力してもらわなければ不可能だと思いますけども、3Dのグラフィックで当時の太田城の全体像を作ってみるとか。もっと言えば、ジオラマを作成して、子どもでも一目瞭然に太田城の姿が分かる、そういうことも、ぜひとも取り組んでいてもらいたいと思うんですけども、それについてのご所見をお伺いいたします。

○成井小太郎議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 まずは、発掘いたしました場所の調査結果をきちんと評価することが重要であると考えてございます。その結果等を踏まえまして、調査報告書以外の議員ご提案の多くの方がより親しみやすく、分かりやすい資料の保存や作成等につきましては、専門家や有識者のご意見をお伺いしながら、その内容や手段、方法について検討してまいります。

○成井小太郎議長 深谷秀峰議員。

○10番（深谷秀峰議員） ありがとうございます。質問を終わります。

○成井小太郎議長 次、7番平山晶邦議員の発言を許します。7番平山晶邦議員。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

私は3月議会の一般質問で、1粒のウイルスが世界経済を直撃し、我が国の経済も含め、私たちの生活までもが厳しい環境になり、今まで私たちが経験したことがない状況が世界で起こっている。そして、コロナにどのように立ち向かっていくのか、人類の英知が試されていると申し上げました。

そして、新型コロナパンデミックの中、4月7日から5月25日まで、政府は緊急事態宣言を初めて発令いたしました。それから、6か月が過ぎた現在でも私たちの生活は、コロナ禍の中で、以前と全く違った環境の中において、全く異なる日常の中にいます。ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナ、新常态（ニューノーマル）と言われますが、これから私たちの生活環境は、どのように変化していくのか見当がつきません。しかし、行政は国をはじめ、私たちが住む地方も前に進んでいかなければなりません。

そこで、第1の質問として、コロナ禍の中での市の対応について、3点ほどお伺いいたします。

1点目は、災害時避難対策の在り方をお伺いいたします。私は、コロナ対策を考え、災害時の避難対応を行うことは、大変な困難を伴うと思います。市が、旧水府小学校跡に新たに避難所を設置する。自動体温計を設置して避難所運営に当たるといった前向きな対応をしていることは、理解していますし、評価もしています。

私は、今回質問いたしますのは、避難所の対象についてであります。

本市の現在の避難対象は、面の対応をしていると思います。例えて申し上げますと、私が住む高柿町は、交流センターふじが避難所になります。避難措置当日、高柿町から何人の方が避難してくるのか分かりません。避難所の密の状況を避けるのに何人の方が避難してくるのか分からなければ、密の状況を避けることは困難になるのではないかと思います。事前に高柿町から何人の方が避難所を使うのか、一人ひとりの避難方法を事前に決めておけば、すなわち個別管理ができていれば、避難所の密の状態を防ぐのに有効ではないかと思っています。面の避難対応から個別避難対応にする必要があると考えます。災害時避難対策、対応へのご所見をお伺いいたします。

2点目は、インフルエンザワクチン接種の対応についてお伺いいたします。

私は、昨年と今年は全く異なる生活環境と日常の中に市民がいると申し上げました。市民の命を守る、健康を守るということで言えば、平時ではなく有事であるという認識で、保健行政に当たる必要があると考えています。

私は、市民から、今年のインフルエンザワクチンは早く打ちたいとか、コロナがあるから今年インフルエンザワクチンを接種したいという話をよく聞きます。そのような状況を考えると、今年のインフルエンザワクチン接種の対応は、前年と違い、市民のインフルエンザワクチン接種の環境が大きく変わることが予想されます。厚生労働省も8月26日にインフルエンザワクチンの接種を呼びかける対象を高齢者や医療従事者や持病がある人などを優先して、任意接種の人は待ってもらう方針を決めたという報道がありました。厚労省によると、今年の冬のインフルエンザワクチンの供給量は、昨年の冬より7%多い数量を見込み、最大約6,300万人分を予定しているとのことでした。

でも、それは国民の半数にも満たないインフルエンザワクチンの量でありますので、コロナ禍の中で、本市においても昨年とは違ったインフルエンザワクチン接種の対応が必要であると考えますし、診療に当たる医師会との連携も必要になってくると考えます。インフルエンザワクチンのワクチン接種の対応についてのご所見をお伺いいたします。

3点目は、市内の教育環境の課題について、お伺いいたします。

今、コロナ長期化で、大人も子どももコロナストレスで、メンタルヘルス危機が問題になってきています。特に教育の現場では、卒業式や入学式、部活の在り方や夏休みが変わり、修学旅行や集団活動の中止など、コロナ禍の中では子どもたちを取り巻く教育環境はさま変わりいたしました。そのような状況の中で、教育現場では大変なご苦勞をされていると推察いたします。

そこで、コロナ禍でさま変わりした学校生活において、子どもたちの教育環境の課題は出てきているのかをお伺いいたします。

コロナ禍の市の対応については、以上3点、お伺いいたします。

第2の質問として、金砂郷中学校区、峰山中学校区内の小学校統合に向けての進捗状況について質問いたします。

平成30年10月の常陸太田市学校施設整備計画にのっとり、令和4年4月には金砂郷中学校区、峰山中学校区の小学校統合が予定されています。これらの計画は、平成30年より前の平成28年7月の常陸太田市学校施設整備計画から、本来はもっと早い年限で統合を進める予定であ

ったものが、改めて平成30年10月に改訂版として整理して、統合年次を明確化して進めることとしたと思います。統合に向けては、様々な整理すべき事柄があると考えますし、課題もあると思いますが、現在までの進捗状況を説明願いたいのです。金砂郷中学校区、峰山中学校区内の小学校統合の進捗状況についてお伺いいたします。

第3の質問は、水道事業について質問いたします。

現在、本市の水道事業は、常陸太田地区と金砂郷地区が水道事業、水府地区と里美地区が簡易水道事業となっています。合併して15年がたち、令和元年度からは簡易水道事業も公営企業会計へ移行している中で、水道、簡易水道事業が1つになっていない状況は解消するべきと考えます。私は、事業統合には様々な課題、問題があるとは思いますが、一元化した、効率化した水道事業を構築していただきたいと考えます。

水道事業、簡易水道事業の今後の方向性をどのように考えているのか、ご所見をお伺いいたします。

第4の質問、東部地区区画整理事業と第5の質問、真弓トンネルを含む市道0139号線については、3月議会の一般質問でも取り上げさせていただきました。

そのときも申し上げましたが、この2つの事業は常陸太田市にとって大変重要で、今後の常陸太田市の将来を決定づける事業であると認識しています。ですから、市民の皆様に対して、その時々状況を説明して理解を得ていかなければならないと思っています。

そこで、第4の質問として、東部土地区画整理事業の進捗状況についてお伺いいたします。

趣旨等は、今までにもご説明いただいておりますので、進捗状況と今までに課題等があるのかについてお伺いいたします。

第5の質問は、真弓トンネルを含む市道0139線の進捗状況について質問いたします。

この道路の整備される意義は市民の皆様にも広く認識されていると思いますので、進捗状況と課題などがあれば、ご説明をお願いいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○成井小太郎議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 コロナ禍の市の対応についてのご質問のうち、災害時避難対策の在り方についてのご質問にお答えいたします。

初めに、これまでのコロナ禍における本市の災害時避難対策の取組について申し上げます。

まず、避難所につきましても、3密防止対策として、災害発生前の段階から市内20か所を目途に、多くの避難所を開設するとともに、避難者の検温等の健康チェック及びアルコール消毒液

による手指の消毒を実施するほか、施設においては、消毒液による徹底した消毒作業の実施、間仕切りにより、避難者同士の間隔を2メートル以上あけるといった対策を取るとともに、万が一、感染が疑われる避難者がいた場合には、一般の避難者とは接触できないよう隔離措置を取ることとしたところでございます。

なお、これらに対応するための間仕切りやテント、さらにはサーモカメラなどの資機材を整備するとともに、避難所の開設運営を円滑に進めるため、先月上旬には関係職員を対象として実地訓練を行ったところでございます。

また、市民の皆様には、自分のいる場所は避難が必要な場所なのかどうかをハザードマップにより改めて確認していただくとともに、市が開設した避難所への避難ばかりでなく、安全な場所にある親類や友人、知人の家への避難についても検討されるよう、分散避難についても事前の周知、啓発に努めておりまして、広報紙や市ホームページ等で周知を図っているところでございます。

さらに、今後におきましては、市民の避難行動の参考となるよう、市災害対策本部の情報収集、発信機能を強化いたしまして、避難所までの道路状況や各避難所の避難者受入れ状況などを、市ホームページ等で随時発信してまいります。

以上のとおり、コロナ禍における災害時避難への対策を進めておりますが、議員ご発言の市民の避難行動を面で捉えるだけでなく、個別の行動を事前に把握することは、災害時における救助活動や避難所の運営などを円滑に進めるために必要なことであり、大変重要なことであると認識しております。

また、個別の行動を事前に把握する手段といたしましては、マイタイムラインの作成が有効であると考えております。このマイタイムラインでございますが、避難しなければならなくなったときに、いつ、何をしなければならぬかなど、世帯ごとの防災行動を時系列で事前に整理する行動計画表のことで、昨年の台風第19号災害を機に、国、県によりその取組の強化が進められているところでございます。なお、このマイタイムラインの項目の中に、避難先のチェックという項目がございますことから、この項目の確認によりまして、世帯行動ごとの避難行動を把握できるものと考えております。

例年であれば、各自主防災会による訓練や出前講座の際に、このマイタイムラインの作成を行いまして、個別の避難行動の把握に努めるところでございますが、現在のコロナ禍においては、開催が困難な状況でございます。そのため、今年度につきましては、自主防災会のリーダーを対象といたしまして、マイタイムラインの作成講習会を実施いたしまして、まずは、自主防災会のリーダーの育成を行いながら、今後の全体的な活動につなげてまいりたいと考えております。

また、避難の際に、支援が必要となります避難行動要支援者への対応についてでございますが、まず、高齢者施設等の要配慮者施設のうち、浸水や土砂災害の危険があり、避難の必要がある施設につきましては、避難確保計画の策定が義務づけられておりまして、その計画により、各施設の避難行動を把握しております。

次に、在宅での避難行動要支援者につきましては、東日本大震災後の教訓を踏まえまして、平

成25年に「災害対策基本法」が改正されまして、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられまして、さらに、避難行動要支援者個人の避難行動を把握する個別計画の策定につきましては、国の指針により、努力目標とされているところでございます。

この避難行動要支援者名簿につきましては、全ての町会において現在作成されている状況ではございますが、この個別計画の策定に係る名簿の毎年の見直しにつきましては、要支援者の同意に基づく申請が必要でありますことから、当市では町会ごとに説明会を開催するなど、自主防災会と民生委員の皆様方との連携によりまして、更新をお願いしているところではございますが、名簿の見直しと個別計画が作成された町会は、現在までに35町会にとどまっている状況でございます。

なお、この個別計画が策定された町会におきましては、昨年の台風第19号の際にも、この名簿を活用し、計画に基づいた、地域における避難支援活動が行われております。

また、国におきましても、介護関係者との連携により、この個別計画の策定を推進する取組が、現在、検討されているところでございまして、本市におきましても、関係部署と連携をいたしまして、まずは所管する福祉部門内に専任チームを組織の上、特に、浸水想定地域のある町会について最優先で対応することといたしまして、令和4年度末を目途に、名簿の見直しと個別計画の作成を進めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 コロナ禍の市の対応に係るご質問のうち、インフルエンザワクチン接種の対応についてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、今年の秋から冬にかけては、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が大変危惧されております。これら2つの症状は見分けがつきづらく、そのため、インフルエンザ予防接種の重要度が例年以上に高まっており、その需要の増加が予想されることは、議員ご指摘のとおりでございます。

本年度につきましても、10月1日よりインフルエンザの予防接種が開始されますが、本市におきましては、例年同様、65歳以上の高齢者の方や60歳から64歳で内部障害者手帳1級の方、並びに1歳から19歳未満の方に対し接種費用の一部を助成し、妊婦の方には、接種費用の全額を助成してまいります。

また、現在のコロナ禍におけるインフルエンザ予防接種につきましては、8月26日に厚生労働省の専門部会で方針案を示しておりますように、本市におきましても、10月前半からは、65歳以上の高齢者の方、10月後半からは、医療従事者や持病をお持ちの方、妊婦の方及び小学校低学年までのお子さんに、早めに受けていただくことを周知していくこととしております。

こちらにつきましては、医師会からのご意見もいただき、9月25日号広報お知らせ版に、インフルエンザ予防についての特集により周知いたしますとともに、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を活用し、周知を図ってまいります。

さらには、65歳以上の高齢者の方、妊婦の方には、個別に接種の勧奨を行い、健康教室等に

においても積極的に予防接種を呼びかけてまいりますとともに、特に重症化や集団感染が危惧される高齢者施設や社会福祉施設に対しましては、予防接種の重要性について周知するなど、あらゆる機会を捉えて働きかけを行ってまいります。

現在、市内医療機関におきましては、国の方針や感染流行の予測を踏まえ、インフルエンザワクチンの確保に動いているところでございます。

市といたしましても、国、県のインフルエンザワクチンに係る最新情報を常に確認するとともに、市医師会及び市内医療機関と情報共有を図りながら、必要な量のワクチンが確保され、市民の方が適切な時期に安心して接種を受けられるよう調整を図り、必要な情報を適切に提供できるよう努めてまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 コロナ禍での市内学校の教育環境の課題についてのご質問にお答えいたします。

本市の市立小中学校においては、5月31日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一斉臨時休校措置としておりましたが、6月1日より段階的に教育活動を再開いたしました。再開当初は、臨時休校が長期化したことで、学習の進度の遅れが心配されましたが、夏季休業期間を短縮するなどして、指導時数の確保に努め、各学校とも8月末には予定していた指導内容を終え、9月からは従来の年間指導計画に沿って授業を進めることができているところでございます。

また、コロナ禍における児童生徒の健康面や心のケアですが、文部科学省から出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式に沿った学校生活に取り組む中で、アンケート調査や教育相談、スクールカウンセラー等、関係機関との連携により、個別に対応するなど、教職員全員がチームとなり、児童生徒一人ひとりの学校生活の充実に努めているところでございます。

ご質問のコロナ禍での小中学校における教育環境の課題でございますが、1つに、宿泊を伴う学校行事の中止による代替行事の持ち方です。このたび、小学校では、修学旅行及び宿泊学習、中学校では修学旅行を、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中、児童生徒の安全安心の確保が難しいこと、また、旅行中の発熱や感染者が発生した際の対応が困難であることなどを踏まえ、やむなく中止といたしました。これらの行事は、豊かな自然や文化に触れる体験や校外での集団活動を通して、触れ合いを深め、互いを思いやり、協力することの大切さを知る教育活動の1つであり、児童生徒にとって、学校生活の中でも、特に思い出に残る行事であります。これらに代わる行事をいつどのような形で実施していくかが課題となっており、今後、学校と連携し、検討してまいりたいと考えております。

2つ目は、今後のGIGAスクール構想に対応すべく、教職員のスキルアップが大きな課題となっているところでございます。県や専門性のあるICT支援員との連携を図り、教職員の研修のより一層の充実に努めてまいります。

市教育委員会としましては、今後も感染防止を講じながら、児童生徒の学びの保障、心のケア、

教育環境の整備などを行い、教育活動の充実を図ってまいります。

続きまして、金砂郷中学校区、峰山中学校区内小学校統合に向けての進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

昨年度は、峰山中学校区の西小沢小学校、幸久小学校、佐竹小学校、並びに金砂郷中学校区の金砂郷小学校、郡戸小学校、久米小学校、これら6校の小学校区ごとに保護者並びに地域住民を対象に、統合の形式、期日、位置などを中心に、懇談会や説明会を開催してきたところでございます。

これらの説明会の中で、保護者からは、統合校の位置や通学方法、安全対策などの意見が、また、地域住民からは、学校が統合されることにより、地域の子どもたちとのつながりが希薄となることへの不安や廃校の利活用など、様々な意見や要望が出されてきました。

今年の3月には、それら保護者や地域住民から出された学校統合に係る意見、要望を検討、協議するため、学校統合に係る庁内調整会議を、市役所内部に設置し、統合に伴う通学用バスの運行方法やルート、安全対策、また、統合校として予定している学校周辺の道路整備や駐車場等の環境整備など、庁内の関係する所管課による組織的な対応を図り、課題対応について検討を進めてきたところでございます。

一方、今年度に予定していた説明会が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催できない状況が続いておりましたが、峰山中学校においては、8月31日月曜日、西小沢小学校児童の保護者並びに地区住民合同説明会を、3密を避け、感染症対策を万全に取りながら開催したところでございます。

今後につきましては、峰山中学校区及び金砂郷中学校区ともに、それぞれ、3小学校区合同の保護者、役員並びに地域代表合同会議と住民説明会を10月に開催することを計画しております。

そして、これら説明会を経た後、該当校の校長、教頭、PTA正副会長、市教育委員会など、関係者による統合調整会議を設置し、統合に係る諸事項について、より具体的な協議を予定しております。

今後とも、保護者や地域住民など、関係者に対し丁寧な説明を行い、令和4年4月の統合校の開校に向け、取り組んでまいります。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 水道事業、簡易水道事業の今後の方向性についてのご質問にお答えいたします。

水道事業及び簡易水道事業につきましては、給水人口の減少などによりまして、水需要は年々減少し、水道料金収入も減少傾向にある中、老朽化が進みます施設の維持、更新にも多額の費用がかかることや、大規模地震、豪雨等の自然災害への対策も喫緊の課題となつてございます。

特に、簡易水道事業につきましては、水道水1立方メートルを作るためにかかった経費となります給水原価が、令和元年度において297円となつており、水道事業の205円と比較いたしましても、そこに大きな差が生じている状況でございます。

また、水道利用者から頂きました水道料金収入の1立方メートル当たりの単価となります。供給単価は155円と、給水原価の297円を大きく下回っておりまして、一般会計から多くの補助金を繰り入れまして事業経営を行っている状況でございます。

そのようなことから、本市におきましては、本年度、水道事業及び簡易水道事業における様々な課題への対応策や今後の中長期的な事業経営の在り方を示します新たな水道ビジョンと経営戦略を策定することといたしまして、現在、その策定過程の中で、今後の事業経営の見通しや地域の実情などを的確に分析し、様々な検討を行っているところでございます。

また、簡易水道事業につきましては、引き続き、過疎対策事業等を活用しながら、老朽化が進む施設の維持更新を計画的かつ効率的に進めますとともに、現在、茨城県が進めております（仮称）北沢トンネルの工事と併せまして、里美地区、南部浄水場から水府地区、北部浄水場の給水区域に水道を給水するための送水管新設工事と配水池築造工事などを令和4年度までに完了させ、令和5年度より給水を開始することで、施設の維持管理経費の縮減と事業経営の効率化を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、給水開始に併せまして、現在、異なる料金体系の見直しにつきましても検討を進め、まずは、簡易水道事業の経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

今後も引き続き、現在の利用者はもちろんのこと、将来の利用者のことも考えながら、市民の皆様にご理解いただけるよう、しっかりと、今後の水道事業と簡易水道事業の方向性について様々な視点から検討をしてまいります。

○成井小太郎議長 建設部長。

〔古内宏建設部長 登壇〕

○古内宏建設部長 質問事項4点目の東部土地区画整理事業の進捗状況について、ご質問にお答えいたします。

まず初めに、組合の手続関係でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を延期しておりました組合の第3回総会を6月7日に、総合福祉会館において開催し、議案として最も重要でありました仮換地及び保留地の指定について可決されました。

その2日後の9日には、地権者136人に対して、換地先や換地面積などを記載した仮換地指定通知書が送付されました。

また、保留地売買契約の締結につきましては、6月11日に組合と株式会社カインズ及びフォレストモールの2社と取り交わすことができました。

売買金額につきましては、株式会社カインズが9億3,705万4,250円、もう1社、株式会社フォレストモールが11億8,713万1,000円でございます。これによりまして、事業資金が確保され、本格的に事業を展開することができることになりました。

なお、残る保留地につきましては、太田警察署及び太田さくら認定こども園と保留地売買契約の締結に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、工事の進捗状況でございますが、盛土工事に、東部地区全体で約45万立方メートルの土量を必要とすることから、市内だけでなく、近隣市町村や国、県に建設発生土受入れのPRをすると

もに、仮換地指定前から地権者の同意を得まして、昨年10月から盛土工事に着手しているところでございます。8月末の現在の搬入土量につきましては、約15万立米で、全体土量の約3割となっております。

なお、地区北側のD街区の太田警察署用地については盛土が完了し、南側のA街区についても9月末までに盛土が完了する予定となっております。

なお、来年の3月末には、全体の55%で25万立米の搬入見込みでございます。

今後は、市施工になりますが、地区西側を流れる雨水幹線の整備工事を上下水道部で施工を進め、また、同じく市施工になりますが、南調整池及び道路雨水管などのインフラ整備工事も予定しております。

最後に、企業誘致の進捗状況でございますが、株式会社カインズやフォレストモール以外の企業からの問合せにつきましては、現場の盛土工事が進んできてから、以前より引き合いが多くなってきております。そのような中で、現在、数社の企業と東部地区進出に向けた誘致交渉及び協議を進めております。新型コロナウイルス感染症の影響により、思うように誘致のための企業への訪問ができていない状況ではございますが、今後も、商工観光部と連携を密にして、現在、当市に不足している書店、カフェ、アパレル店など、市民が望む企業の誘致活動に鋭意努力して、活気と魅力のある新たなまちづくりの形成を目指してまいりたいと思います。

続きまして、5点目の（仮称）真弓トンネルを含む市道0139号線の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、当事業の概要を申し上げますと、この道路は常陸太田市幡町から日立市金沢町を結び、トンネル区間約2.1キロを含む全体延長約5.1キロでございます。この道路ができることで、市民の利便性、安全性の向上、産業振興、地域の発展など、様々な効果が期待できるものと考えております。

次に、当道路の現在までの進捗でございますが、平成30年度から測量調査に着手し、その後、道路、橋梁、トンネルなどの予備設計、詳細設計を実施し、現在は、その委託業務がほぼ完了し、用地を買収する段階となっております。

令和2年第2回市議会定例会での答弁の際は、新型コロナウイルスの動向を注視し、地元説明会を開催する予定でしたが、収束の兆しが見られないため、地区ごとの説明会に代わりまして、地権者の皆様を対象に個別に訪問して説明を行い、関係する土地の境界復元や境界確認などの用地測量及び補償調査を進めております。

今後は、地権者の皆様のご協力をいただきながら、用地買収や補償契約を進め、併せて、地権者以外の関係する方々にも、引き続き、本事業の推進にご理解、ご協力いただけるよう努めてまいります。

用地買収等が順調に進みましたら、事業の委託契約をしております茨城県と連携し、順次、工事の手続きを進め、併せて、隣接します日立市とも情報共有を図り、おおむね令和6年度末から7年度の供用開始を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番(平山晶邦議員) ただいまは各質問について、丁寧な説明と前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

2回目は、質問というよりは答弁の確認とお願いを申し上げます。

第1のコロナ禍の中での市の対応についての3点の質問については、理解をいたしました。

1点目の災害時避難対策の在り方については、地域全体対応から個別対応に変えていくとし、マイタイムラインの作成と、福祉部門内に専任チームを組織して、浸水地域の町会を最優先で、令和4年を目途として全町会で個別計画の策定を進めるとのご答弁でありました。よろしくお願いをいたします。

2点目のインフルエンザワクチンの接種の対応については、市医師会及び市内医療機関と情報共有を図りながら進めていくことと、市民に対して適切に情報を提供していくことは大切なことであると思います。これらのことを、10月からインフルエンザワクチンが始まるという時間が限られている中で、ご答弁にあったことを進めるわけですから、鋭意努力をしていただきまして、よろしくお願いをいたします。

3点目の市内学校の教育環境の課題については、コロナウイルス感染防止対策を進めながら、様々な施策を講じていること。そして、児童生徒の学びの保障、心のケア、教育環境の整備を行い、教育活動の充実を図っていることを理解をいたしました。これからも、児童生徒に寄り添った学校経営をよろしくお願いをいたします。

第2の質問の金砂郷中学校区、峰山中学校区内の小中学校統合については、令和4年の統合に向けて着実に取り組んでいることを理解をいたしました。これからも様々な課題はあるとは思いますが、統合に向けての推進をよろしくお願いをいたします。

第3の質問、水道事業、簡易水道事業の今後の方向性については、水道事業、簡易水道事業を一元化するに当たっては、多くの課題、問題があることを理解をいたしました。

私は今までにも、水道事業は、生活インフラとして市民の生活を守るためには大変重要であることをこの議会の場で申し上げてまいりました。ぜひとも今年作成いたします水道ビジョンで、効率化した水道事業の今後の方向性をお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

第4の質問の東部土地地区画整理の進捗状況、第5の質問の市道0139号線の進捗状況の質問については、事業が着実に進捗していることを理解をいたしました。

この2つの事業は、大変大きな事業でありますから、これからも多くの課題、問題が出てくると思っておりますが、それらに真摯に向き合って、早急な事業の推進を図っていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルスへの対応は大変困難なことでありますし、国民として、市民として、その収束を強く願っていますが、コロナウイルスの戦いが長く続くとするならば、地方にとってプラスになる新たな行政の仕組みを作っていく必要があるのではないのでしょうか。

コロナ禍の中で、ヒントになることも見えてきたように思います。それは、密を避ける状況か

ら、首都圏一極集中の是正や、テレワークやリモートワークの実現性が証明され、DX、デジタルトランスフォーメーションの加速などによって、地方が見直されていくのではないかと期待をいたしております。

しかし、そこには条件がつくような気がいたします。それは、地方であっても、首都圏と同じ、教育、医療、そしてITインフラを含めた居住の利便性ある生活インフラが整っている環境があることが条件になってくると思います。

今日のご答弁にあったことを速やかに進めることによって、少しでもポストコロナ、アフターコロナの時代に勝ち残る常陸太田市になっていくことを願いながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。4番諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について、1点お伺いいたします。

現在、指定感染症に関する権限は、保健所を設置する自治体にしかありません。当市は県に属し、私たち県北地域に住む者にとっては、どうしても隣接市の病院にお世話にならざるを得ない事案であります。

新型コロナウイルス感染症情報については、感染事例の情報の提供について、県との情報連携をどのように図ったか。また、今後の指定感染症に関する県との連携についてもお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の搬送に備えた感染防止対策の強化についてお伺いいたします。

現在、報道では、第2波の高まりの中、まだ上昇に転ずるおそれがあると言われており、茨城県においても新型コロナウイルス感染症が日に日に増えております。そのような中、1番心配している問題は、救急業務と新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制にあります。救急業務と新型コロナウイルス感染症患者との関わりは大きな問題があり、新型コロナウイルス感染症については、「感染症法」の準用がなされ、特に、救急業務では、都道府県知事が入院を勧告した患者を医療機関までの新型コロナウイルス感染者の搬送を行う業務があります。

そのような中、当市においては、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に備えた感染防止対策の資材強化などはどのようになっているのか、3点伺います。

まず1点目として、新型コロナウイルスに対する救急隊の感染防止資機材の備蓄状況についてお伺いいたします。

2点目として、救急要請時に、新型コロナ感染症の患者、または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者であることが判明した場合の対応の具体的搬送手順はどのようになっているのか、お伺いいたします。

3点目として、新型コロナウイルス感染症患者の搬送の中心となる救急隊員、対応に当たった

救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等なども徹底しなければなりません。そこで、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に係る感染対策マニュアルが作成されているのか、お伺いいたします。

以上、2問、4点についてお伺いし、1回目の質問を終わりたいと思います。ご答弁のほどをよろしくお伺いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の情報の提供について、県との情報連携をどのように図ったのか。また、今後の指定感染症に関する県との連携についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、市内の感染者の有無にかかわらず、県疾病対策課よりPCR検査の結果、陽性となった者の情報提供がございます。

提供内容は、個人に係る情報ですので、プライバシー保護の観点から本人が特定されないよう配慮された範囲の中で、年代、性別、住所地、職業、症状、経過、行動歴等となっております。

また、市内在住の方が、PCR検査の結果、陽性と判明した場合についてでございますが、こちらもプライバシー保護の観点から、本人が特定されないよう配慮された範囲の中で、県からの情報に加え、管轄保健所であるひたちなか保健所から、必要に応じ、市が取るべき対応について情報提供がございます。

市におきましては、これらの情報を踏まえ、対策本部会議を開催し、情報共有を図り、今後の対応方針を決定しますとともに、市民の皆様には防災無線やホームページにおいて、正確な情報を周知しております。

なお、市では、新型コロナウイルス感染症への迅速かつ適切な対応を図るため、先月、ひたちなか保健所へ、PCR検査結果の迅速な情報提供について要望してきたところでございます。

さらに、今後の指定感染症に関する県との連携についてでございますが、管轄保健所であるひたちなか保健所と密に連携を図り、感染予防、感染拡大防止などの正確で必要な情報を迅速に得まして、市民の皆様には、いち早くお伝えできるよう努めてまいります。

○成井小太郎議長 消防長。

〔宇野智明消防長 登壇〕

○宇野智明消防長 新型コロナウイルス感染症患者の搬送に備えた感染防止対策の強化についての3点のご質問にお答えします。

1点目の救急隊の感染防止資機材の備蓄状況ですが、総務省消防庁から厚生労働省の感染症患者の移送の手引にあります標準感染予防策を徹底するよう示されており、保健所からも、この標準感染予防策を取っていれば、要請者に対する救急活動を実施しても、濃厚接触者には当たらないとの指導を受けているところです。

この標準感染予防策にある感染防止資機材は、感染防止手袋、ゴーグル、N95マスクとなっており、その他に、消毒用資機材として、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等がございます。

ます。

備蓄状況ですが、毎週日曜日に在庫状況をチェックし管理をしているところでございます。一時期、納品が滞りましたが、現在は回復してきており、これらの資機材が不足するという状況にはございません。

また、総務省消防庁から、定期的に感染防止資機材の不足に対する調査があり、各消防本部へ状況に応じた配布がされ、当市においても、年度当初にN95マスク、感染防止エタノール等の送付を受けております。

次に、2点目の救急隊が新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断した場合の傷病者の搬送手順についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、「感染症法」上の指定感染症に定められており、患者の移送は、基本的に保健所が対応する業務とされております。そのため、119番通報時、または、救急隊出動後に新型コロナウイルス感染症の疑いがあると救急隊が判断した場合には、保健所に連絡を取り、引き継ぐこととされております。

この際の傷病者の要件については、総務省消防庁は、発熱等の症状に加え、感染者と濃厚接触歴があるもの等とを示しています。

連絡を受けた保健所は、傷病者の状態から、医療機関の確保等の調整を行い、本来であれば、保健所職員が現場に出向き、対応することになりますが、現実的に、緊急に医療機関への移送が必要と判断される場合など、保健所が調整した医療機関への移送を救急隊に要請されることがあります。

また、保健所への連絡要件に当てはまらない傷病者については、通常の救急業務として対応することになりますが、発熱や呼吸困難感、強い倦怠感等を訴える傷病者で感染症の疑いがある場合には、かかりつけ病院や救急隊が選択した医療機関から収容を断られるケースが出てきます。

このように、医療機関との受入れ調整が難航した場合の対応としまして、茨城県が感染症指定医療機関、病院輪番制を定め、救急現場において、不応需医療機関が5件に達し、かつ救急現場滞在時間が30分以上経過した場合には、当番日の医療機関が受け入れる体制ができておりますので、その手順に従い搬送を実施いたします。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症患者の搬送に係る救急隊の感染対策マニュアルについてのご質問にお答えをいたします。

救急隊が活動する現場では、新型コロナウイルス感染症以外にも、インフルエンザウイルス等、多くの感染症に対応しなければなりません。また、感染症病原体は目に見えないため、救急隊が救急現場で感染症を特定することが不可能であり、全ての傷病者は、何らかの感染症病原体が未同定のため、危険という前提のもと、従前から感染防止対策を徹底した救急活動を行っております。

新型コロナウイルス感染症に対する活動についても、厚生労働省の感染症の患者の移送の手引による標準感染予防策の徹底と、総務省消防庁の救急隊感染対応マニュアルに沿った対応を実施しているところでございます。

具体的には、手洗いの徹底、手指消毒方法、感染防止マスク、手袋等の脱着方法、救急車両及び資機材の消毒方法等があります。

また、常陸太田市消防本部救急業務等感染症対応要綱を定めており、これらに沿った対応訓練を実施するなど、標準感染予防策を徹底しているところでございます。

職員の健康管理につきましても、毎日勤務者の体温測定とせきや倦怠感、その他の症状についてチェックを行い、さらに、新型コロナウイルス感染症疑いの救急搬送を実施した際には、対応した救急隊員の健康管理及び救急車、資機材等の消毒等について、保健所から指導を受ける体制を取っております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

[4番 諏訪一則議員 質問者席へ]

○4番(諏訪一則議員) ただいまご答弁いただき大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1問目は理解いたしましたので、2問目より、2問ほどお聞きいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の第2波の高止まりの中、まだ上昇に転じる恐れがあると言われていた現在、そして、第3波に備えて細心の注意を払っているところと思いますが、現在、コロナウイルス感染症の搬送の中心となっている救急隊員を守るためにも、感染防護衣とN95マスク、ゴーグルなどの備蓄はどの程度ほど準備されているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 消防長。

○宇野智明消防長 感染防止衣とN95マスク、ゴーグルなどの備蓄状況についてお答えをいたします。

本年1月から8月までの感染防止資機材の使用数を平均で見ても、現在の在庫数を、仮に補充をしないと仮定しても、各資機材とも約1年分の在庫がございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況も見通せないことから、随時、他の救急資機材との兼ね合いも考慮し、十分な在庫が確保できるよう対応してまいります。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番(諏訪一則議員) ありがとうございます。理解いたしました。

次に、目に見えない敵と戦う救急隊員の安全を担保するためにも、放射性粉じん、感染病原菌や化学物質によって汚染された被害者を隔離して搬送することができる感染防止搬送用具、アイソレーター装置の準備はできているのか、お伺いいたします。

できていないのであれば、これから準備する予定があるか、併せてお伺いいたします。

○成井小太郎議長 消防長。

○宇野智明消防長 アイソレーターのご質問にお答えいたします。

アイソレーターは組立て式の患者搬送用カプセルで、カプセル内を常時陰圧に維持し、飛沫拡散を防止する装置ですが、新型コロナウイルス感染症での必須感染防止用資機材として総務省消防庁が示していないことから、導入には至っておりません。

当面は、感染者からの飛沫を防止する資機材としまして、搬送用ストレッチャー上の傷病者を

覆うことができるカバーを全ての救急車に導入し、対応することとしております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

新型コロナウイルス感染症の患者搬送を担っている救急隊員は、家族共々大変な心労のことと思います。市民を守るためにも、そして第一線で働く救急隊員の安全、そして健康管理に最大限の対策を講じて任務に従事できますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終わらせていただきます。

○成井小太郎議長 次、9番菊池伸也議員の発言を許します。9番菊池伸也議員。

〔9番 菊池伸也議員 登壇〕

○9番（菊池伸也議員） 9番菊池伸也です。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告順に質問いたします。

最初に、公共施設等再配置計画について。

（1）公共施設等再配置計画の進捗状況についてお伺いいたします。

本市は市町村合併前に多くの公共施設を整備しており、その複数の施設を現在も引き継いで管理されております。今後、それら全ての施設を維持していくためには、維持費、管理運営費のほか、老朽化に伴う改修や更新にかかる多額の費用が必要となることから、本市の厳しい財政状況を見据えて、公共施設等再配置計画が策定されております。

公共施設等再配置計画は、公共施設等総合管理計画と同じ期間で、計画が40年となっており、縮減目標は40年間で500億円とし、施設保有総数量の約30%削減としております。

そこで、①再配置計画における短期、中期を対応期限とした公共施設の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、自然災害対策について。

（1）自然災害時の情報収集についてお伺いいたします。

昨年10月に発生した東日本台風19号は、東日本の広い範囲において甚大な被害をもたらしました。本市にとっても例外ではありません。豪雨災害においても、現在は1時間当たりの降水量が100ミリを超えるほどの記録的な大雨になることが頻繁にありますので、土砂災害や河川の氾濫が頻繁に発生することが想定されます。

そこで、①自然災害時の情報収集の体制についてお伺いいたします。

昨年、台風19号通過の際には、災害警戒本部、災害対策本部等が順次設置され、市内の各河川の水位の確認や状況確認、避難指示等の情報発信が素早い対応で行われるなど、大変なご苦労をされたのではないかと考えております。

そして、市民の安全確保のため、避難所の設置運営などの対応も迅速に行われ、被災された市民の皆様は大変に感謝していると思います。

今年は、新型コロナウイルス感染症の流行で、日常生活が従来とは違った生活を強いられておりますが、台風シーズンを迎えるに当たり、自然災害時の情報収集の在り方にも今まで以上の素早さと臨機応変な対応が求められてくるのではないのでしょうか。

昨年の災害発生時の情報収集、発信体制を考慮し、今後において見直され、より適切に対応すべきことがあれば、併せてお伺いいたします。

次に、②災害時の情報収集の手段として、ドローンの活用についてお伺いします。

県においても、本年度、各土木事務所にドローン1機を配置しております。ドローンには、カメラと衛星利用測位システム、GPSであります。これを搭載し、上空で撮影した映像は、機体の位置情報とともに、タブレット端末に転送されてきます。

地上で操作をする担当者は、その映像や位置情報をもとに、災害時の状況把握が瞬時に可能となります。上空からの映像に少しでも違和感があれば、より接近して細かく撮影確認ができますので、河川の氾濫や土砂災害などにも適切に有効利用できるものと思っておりますが、ご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 公共施設等の再配置計画における短期、中期を対応期限とした公共施設の進捗状況についてのご質問についてお答えいたします。

当該、再配置計画における短期、中期を対応期限とした公共施設でございますが、市内全公共施設271施設中、3年以内の短期を対応期限としております施設が120施設。10年以内の中期を対応期限としております施設が28施設ございます。

現在までの取組といたしましては、昨年5月から6月にかけて、市内19地区で、公共施設等再配置計画に関する説明会を開催し、市民の皆様からいただいた意見につきまして、庁内で情報共有を図り、その後、施設主管課において、施設ごとに、市民や地域の皆様との協議等を行いつつ、計画の推進を図ってきてございます。

現在の進捗状況でございますが、短期、中期合わせて148施設のうち、再配置計画に基づく対応が完了した施設が9施設、市民や地域の皆様との協議等が完了し、対応を進めている施設が89施設、現在、対応に向けて協議中の施設が50施設ございます。

なお、今年度から、再配置計画を計画的に推進するため、一般会計予算に特別枠として公共施設等再配置推進枠を設け、市民や地域の皆様との協議等が完了した施設につきまして、速やかに対応することとし、今年度におきましては、旧やまざくら保育所、旧すいふこども園、消防施設8施設の合計10施設及び市営住宅14棟21戸の解体、ふるさと歴史民俗伝承館の解体における設計業務を予算化してございます。

再配置計画の推進におきましては、計画推進の意義について、市民との共通理解を図ることが重要であり、特に、市営住宅や地域の集会場など、市民に身近な施設の対応におきましては、施設解体後の土地利用なども含め、慎重かつ丁寧な協議が必要となりますことから、各施設の対応の主体となる施設所管課と綿密に連携を図りながら推進してまいりますとともに、庁内の課長級で組織いたします推進委員会及び部長級で組織いたします推進本部会議におきまして、定期的に計画の進捗状況の確認及び検証を行いつつ、必要に応じ、変更も含め、計画全体の着実な進行

管理をしてみたいと考えております。

また、公共施設のマネジメントは、長期にわたる取組であることから、将来の人口動向や、歳入歳出の状況、国の制度変更など、社会の情勢の変化に対応するため、計画の見直しを、おおむね5年ごとに実施してみたいと考えてございます。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 自然災害対策における自然災害時の情報収集について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、自然災害時の情報収集の体制についてでございますが、昨年の台風第19号での対応におきまして、情報の収集、発信体制には課題がありましたことから、この間、見直しを進めてきたところでございます。その内容につきまして、災害発生に対応する前と後で分けて申し上げます。

まず、災害発生に至るまでの情報収集の体制でございますが、これまでは、防災対策課職員のみで、情報の収集、発信を行ってまいりましたが、気象状況などの変化によりまして、収集する、また、発信する情報量が多くなりまして、対応に時間を要しましたことから、今後におきましては、災害警戒本部を設置した時点で、情報の収集と発信、そして、庁内部署の連絡調整を行うために、17名程度の職員を事務局員として増員配置し、市民からの問合せ、または自主防災会との相互連絡などを行うとともに、関係機関、インターネットなどから各種情報を収集かつ整理をいたしまして、迅速かつ正確な避難情報の発令などに努めていくこととしたところでございます。

また、増員する職員の中には、消防職員も配置することとしておりまして、河川の水位情報などにつきましては、実際に現場で警戒に当たっている消防署、消防団からの情報を無線等により、リアルタイムで収集できるようにしてまいります。

さらに、各支所におきましては、災害対策本部設置とともに、農政、建設、観光部門の職員を派遣いたしまして、支所の職員と連携を図りまして、支所管内の災害情報の収集及び災害対応を行ってまいることとしております。

これらの対応によって収集した情報につきましては、防災行政無線や市のホームページ、SNS、関係機関等への情報提供を通しまして、迅速かつ的確に市民へ提供してみたいと考えております。

次に、災害発生後の情報の収集体制についてでございますが、災害発生前の段階で、職員を増員配置することとした体制を被害等情報の集約ができるまで継続いたします。災害発生後は、市民や町会長等からの電話等による情報収集に対応するほか、災害の規模によりましては、早い段階で職員を現地に派遣いたしまして、住宅などの被災状況の調査を行うとともに、被災された方々の避難先や復旧に当たってのニーズ等を把握してまいります。

なお、これら、見直し後の体制の手順確認のため、去る8月3日に災害警戒本部及び災害対策本部の初動訓練を実施したところでございます。

また、現在、今後の災害対応に備えて、災害時の職員初動マニュアルの見直しを進めていると

ころでございます。

続きまして、災害時の情報収集の手段として、ドローンの活用についてのご質問にお答えいたします。

ドローンにつきましては、議員ご発言のとおり、その機動力を生かし、災害発生時などの初期における被害状況を把握するには、有効な手段であるものと考えております。また、災害時以外におきましても、建設工事など等の進捗状況や不法投棄など、上空からの確認のほか、観光PR等にも活用できるものと考えておりますが、操縦する職員の育成や資格の取得など課題がございますので、災害時ばかりに限らず、幅広い分野での活用という観点も含めまして、今後研究してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 菊池伸也議員。

〔9番 菊池伸也議員 質問者席へ〕

○9番（菊池伸也議員） ただいまは、ご丁寧な答弁ありがとうございます。2回目に入らせていただきます。

公共施設に関しましては、基本方針に個別施設における記載内容の更新を1年ごとにするとありますが、これらの中で、施設解体等に、更地となった敷地の利活用方策について、どのようにご検討されていくのか。お願いいたします。

○成井小太郎議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

施設の解体等進めていく場合につきましては、解体等を行う前から、敷地の利活用方策の検討を計画的に進めることといたしまして、原則といたしましては、借地の場合は、地権者に返却することで協議を進めまして、市の所有する市有地の場合につきましては、まず、更地になった際の市としての利活用を検討し、利活用の方策がない場合は、地域の皆様と利活用についての協議を行いまして、地域での利活用の見込みがない場合は、公募等による売却、貸付け等を進めることで、資産の有効活用を図ってまいりたいということで考えてございます。

○成井小太郎議長 菊池伸也議員。

○9番（菊池伸也議員） 更地となった土地でもいろいろ種類はあると思いますが、要望があれば、分譲等などにも検討されていくということによろしいですか。

○成井小太郎議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 先ほども申し上げましたけども、最終的に利活用がない場合には、売却も含めた中で、検討し、進めていくということで考えてございます。

○9番（菊池伸也議員） 分かりました。次に……。

○成井小太郎議長 挙手をしてからにしてください。挙手をお願いします。

菊池伸也議員。

○9番（菊池伸也議員） 次に、自然災害対策についてですが、情報収集については理解をいたしました。

②のドローンの利活用についても、もう前向きな答弁になっておりますので理解をしております。

すが、先ほども答弁の中にもありましたように、災害時や建設関係ばかりではなく、観光PR等も含めた、多方面での利活用が可能であると考えられますので、これはぜひとも利活用の検討を強く要望しておきます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○成井小太郎議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 1 1 分散会